

2021年6月1日

## 陸前高田サテライト援助金の支給可否基準について

陸前高田サテライト長

2020年2月28日以降、支給を停止している「立教大学陸前高田サテライト利用に係る交通費及び宿泊費援助金」(以下、サテライト援助金)の支給可否について、2021年6月1日以降は以下の基準で運用します。

### ■支給可否の判断基準

サテライト援助金の支給趣旨に鑑み、以下①～③の基準を設け、利用目的ごと(「正課科目・教育プログラム」、「正課外活動(体育会以外)」、「正課外活動(体育会)」)に判断する。

<支給可能となる条件>

- 「正課科目・教育プログラム」 : ①と②が「支給可」となった場合  
「正課外活動(体育会以外)」 : ①と③(体育会以外)が「支給可」となった場合  
「正課外活動(体育会)」 : ①と③(体育会)が「支給可」となった場合

### ① 首都圏(東京都・埼玉県)、岩手県の状況

#### 【基準】

- ・首都圏(東京都・埼玉県)、岩手県ともに「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が発令・適用されていない場合は支給できる(ただし、下表「○」の場合であっても、3都県のいずれかから不要不急の移動自粛要請が発出されている場合を除く)。

			岩手県			
			緊急事態宣言		まん延防止等重点措置	
			あり	なし	あり	なし
東京都・ 埼玉県 ※	緊急事態宣言	あり	×	×	×	×
		なし	×	○	×	○
	まん延防止等重点措置	あり	×	×	×	×
		なし	×	○	×	○

※東京都・埼玉県のいずれかまたは両方に発令・適用があれば「あり」、両方に発令・適用がなければ「なし」。

### ② 正課科目における宿泊を伴う活動の認否

#### 【基準】

- ・「活動制限指針(教育プログラム)における制限レベル設定」の「制限レベル0」、「制限レベル1」の場合は支給できる。

### ③ 正課外活動における宿泊を伴う活動の認否

#### 【基準】

- ・体育会以外の正課外活動については、「課外活動ガイドライン」の「学生団体(体育会除く)用ガイドライン」で宿泊を伴う遠征・合宿が認められた場合は支給できる。  
・体育会活動については、「課外活動ガイドライン」の「体育会用ロードマップ」で規定されている手続きを行い、宿泊を伴う学外の合宿地での合宿が認められた場合は支給できる。

(裏面へ続く)

## ■判断時期

申請者の利便性を図り、また、現地の宿泊施設の無用な仮押さえ等を防止する観点から、以下のとおり期間を定め、原則として2か月前の状況で支給可否を判断する。ただし、支給可否が覆るような大きな状況変化が生じた場合には、サテライト運営委員会でその都度協議する。

## <スケジュール>

- ・2021年度夏季休業期間中（8月1日～9月19日）の支給可否 ⇒ 6月1日に判断
- ・2021年度秋学期前半（9月20日～12月23日）の支給可否 ⇒ 7月20日に判断
- ・2021年度秋学期後半（12月24日～3月31日）の支給可否 ⇒ 11月1日に判断
- ・2022年度春学期前半（夏季休業期間除く）（4月1日～7月31日）⇒ 2月1日に判断

以上